

計算科学センタービル自動販売機設置事業者募集要項

公益財団法人計算科学振興財団（以下「財団」という。）が行う自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に応募される方は、本要項の内容をよくご理解のうえ、お申込みください。

1 設置場所等の概要

（1）設置場所

計算科学センタービル 2階交流スペース

外形寸法：幅 280 cm × 奥行 85 cm（回収ボックス含む）

（2）所在地

神戸市中央区港島南町 7 丁目 1 番 28 号

（3）設置台数

2 台以内

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人が応募することができます。なお、設置事業者として決定した後に応募資格要件を満たしていないことが判明した場合は、設置事業者としての施設設置許可を取消します。

- （1）成年被後見人でないこと。
- （2）破産者でないこと。復権を得た者を除く。
- （3）過去 3 年間において、1 年以上の自動販売機設置実績を有する者で、その間健全な経営を行っている者。
- （4）設置事業者自らが自動販売機を設置し、継続して運営する資力、能力を有する者。
- （5）法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。
- （6）最近 1 年間の法人税、申告所得税、消費税及び地方税並びに源泉所得税の滞納税額がない者であること。
- （7）兵庫県暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、第 3 号に規定する暴力団員又は兵庫県暴力団排除条例施行規則第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 応募の条件等

自動販売機を設置するに当たっては、以下の条件等を遵守すること。なお、これらに反する行為が見受けられた場合、設置許可を取り消し、自動販売機の撤去を求める場合がある。

（1）使用料等

①設置場所使用料

無償とする。

②設置許可の期間

設置許可の期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

ただし、公用・公共用としての必要性や利用者の利用状況等を勘案して支障がないと判断する場合は、当初の条件を変更しないことを条件に当初許可から 3 年を限度に、引き続き設置許可を行う。

③転倒防止対策

自動販売機は、別紙 1 に示した指定場所（以下、「設置許可物件」という。）に設置することとともに、転倒防止対策を行うこと。

④電気子メーターの設置

自動販売機の電気使用量が特定できる電気子メーターを設置すること。

⑤その他必要経費

自動販売機の設置、撤去及び移転に要する工事費、電気子メーターの設置費用等の一切の費用は設置事業者の負担とする。電気代は設置事業者の負担とし、毎月の使用料に応じて財団が発行する請求書に基づき、指定期日までに全額納入すること。その他の経費については、財団の指示による。

(2) 使用上の制限

①施設設置許可の条件を遵守し、電気代は期日までに確実に納付すること。

②設置する自動販売機は、缶、ペットボトル等リサイクル可能な密閉式容器の飲料水とする。
アルコール類の販売は禁止する。

③商品の販売価格、種類等については、提案書で提案した内容に即して設置すること。

④設置する自動販売機は、清涼飲料自販機協議会の制定する「自販機自主ガイドライン」に準拠したものであること。

⑤消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機やノンフロン対応機など、環境対策機能を備えた自動販売機とすること。

⑥大型コイン一括投入口、商品選択ボタン、大型取出口などユニバーサルデザインに配慮した自動販売機とすること。

⑦キャッシュレスによる販売など利便性の高い自動販売機とすること。

⑧災害発生時に自動販売機の飲料を提供できる販売機(災害救助ベンダー)とすること。また、災害発生時に財団が飲料の提供が必要と判断した場合は、自動販売機内の全ての飲料を無償で提供すること。

⑨自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡もしくは転貸、または担保に供してはならない。

(3) 維持管理責任

①商品の賞味期限切れがないように注意するとともに、商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が適切に行うこと。

②自動販売機の故障時等の連絡先を明示したステッカーを硬貨等投入口周辺の見やすい位置に貼り付けるとともに、自動販売機の故障、つり銭不足などの苦情については、設置事業者の責任において迅速に対応すること。

③自動販売機1台に1個以上の割合でリサイクルボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に空容器の回収・リサイクルを行うこと。

④衛生管理及び感染症対策については、関連法令等の遵守・徹底を図るとともに関係機関等への届け出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

⑤商品の搬入・容器等の搬出時間及び経路については、財団の指示に従うこと。

⑥設置事業者は設置した自動販売機本体及び附属品等が第三者により毀損・損傷された場合、一切の補償を財団に請求できない。

(4) 設置許可の取り消し及び変更

財団が設置許可物件を、公用若しくは公共用に供するために必要とするとき、又は設置事業者に許可に違反する行為が認められる時は設置許可の全部もしくは一部を取消し、又は変更することがある。また、財団の承認を得ずに用途を変更することはできない。

(5) 原状回復

設置事業者は、設置許可期間が満了したとき、又は設置許可を取り消されたときは、速やかに設置許可物件を原状に回復して返還すること。

(6) 損害賠償

設置事業者は、その責に帰する理由により、設置許可物件の全部又は一部を滅失又は毀損した時は、毀損による設置許可物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければ

ばならない。ただし、設置許可物件を原状に復した場合は、この限りでない。

(7) 費用の支出及び請求権の放棄

設置事業者は、設置許可物件に投じた費用は理由のいかんを問わず、全て設置事業者の負担とし、財団にこれを請求することはできない。

4 応募手続き

(1) 応募申込み

応募申込書その他必要書類を作成のうえ、申込場所に直接持参または郵送すること。

(2) 応募申込みの場所及び連絡先

兵庫県神戸市中央区港島南町7-1-28 計算科学センタービル1階

公益財団法人計算科学振興財団 総務グループ 川並、坂東

電話 078-599-5020 FAX 078-303-5611

電子メール : kanri@j-focus.or.jp

(3) 応募申込みの期間

令和8年2月3日（火）～令和8年2月17日（火）

持参の場合は、午前10時から午後4時まで（正午から午後1時及び土日祝を除く。）

郵送の場合は、令和8年2月17日（火）必着

(4) 申込みに必要な書類

①応募申込書兼誓約書（様式1）

②事業者概要（会社のパンフレット等）

③自動販売機設置実績報告書（様式2）

④住民票記載事項証明書（法人の場合は法人登記簿（履歴事項全部証明書））

*応募申込日から3ヶ月以内に発行のもの

⑤納税証明書（「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税のない証明書）

*応募申込日から3ヶ月以内に発行のもの

⑥提案書等

a. 自動販売機設置に係る提案書（様式3）

b. 取扱商品一覧表（様式4）

⑦設置する自動販売機のカタログ

（寸法、環境にやさしい機能、ユニバーサルデザイン等の機能が確認できるもの）

⑧応募資格2-(5)にかかる許認可の免許証の写し（該当の場合のみ）

(5) 応募申込みの無効

次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

①応募資格がないものが提案したもの

②指定の期間内に提出されなかったもの

③提案に関して不正な行為を行った者が提案したもの

④その他提案に関する条件に違反したもの

5 設置事業者の決定方法

(1) 選定方法等

提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしているものを選定対象者とする。

選定方法は提案書に提案された内容に基づき審査を行い、配点の結果、最も高い評価を得た者を設置事業者とする。

(2) 評価項目

項目	内容
① 取扱商品	販売する商品の種類、価格等
② 管理体制	商品管理、メンテナンス体制
③ 緊急時の対応	故障時、災害時における対応
④ 環境に対する配慮	環境にやさしい機能の搭載（省エネ） 空容器のリサイクル
⑤ ユニバーサルデザイン	利用しやすさ
⑥ 利便性その他	独自の提案など

(3) 設置事業者の選定通知

設置事業者の決定は、令和8年3月5日（木）の予定。

選定結果は決定以降、各応募者に対し書面により通知する。

6 施設設置許可申請の手続き

設置事業者に決定した者は、令和8年3月19日（木）までに、次の書類を提出すること。

なお、自動販売機設置については、令和8年4月1日（水）午前中に行うこと。

(1) 設置する自動販売機の仕様、寸法、消費電力等がわかるもの（カタログ等）

(2) 自動販売機の設置管理・商品補充等を行う者が設置事業者と異なる場合は、自動販売機の管理関係等に関する届出書

7 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消す。

(1) 正当な理由なくして、指定する期日までに施設設置許可の手続きに応じなかった場合

(2) 設置事業者が応募資格を失った場合

(3) 許可の条件に違反する行為が認められたとき

(4) 応募の提案内容に虚偽の報告があったとき、又は提案内容と異なる行為を行ったとき

(5) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないと財団が判断したとき

8 設置事業者が設置を辞退した場合

設置事業者が自動販売機の設置を辞退し、新たな設置事業者を決める公募手続きを行う時間がなく、緊急を要するときは、当該設置事業者の次に高い評価を得た設置予定事業者を、新たな設置事業者として決定することができる。

9 その他

施設設置許可の手続き及び履行に関する一切の費用については、設置事業者の負担とする。

10 問合せ先

神戸市中央区港島南町7-1-28

公益財団法人計算科学振興財団 総務グループ 川並、坂東

電話：078-599-5020 FAX：078-303-5611

E-mail : kanri@j-focus.or.jp

年　月　日

応募申込書 兼 誓約書

公益財団法人計算科学振興財団
理事長 秋山 喜久 様

計算科学センタービル自動販売機設置を希望するので、「計算科学センタービル自動販売機設置事業者募集要項」に定める応募資格要件、応募の条件等を確認のうえ、「提案書等」を添えて応募します。

また、私が、契約書を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者、兵庫県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は兵庫県暴力団排除条例施行規則第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと、並びにこの応募申込書兼誓約書及び添付書類の記載事項については事実と相違ないことを誓約します。

【応募者】

法人（個人）名 _____

代表者名 _____

住所（所在地） _____

電話番号 _____

【担当者】

担当者名 _____

所属部署 _____

電話番号 _____

E-mail アドレス _____

年　月　日

自動販売機設置実績報告書

法人（個人）名 _____

設置年度	設置した先の組織名称	施設、部署	設置台数	契約（設置）期間
令和 7 年度				
令和 6 年度				
令和 5 年度				

(※1) 年度ごとの新規設置実績を記載する。

(※2) 6 件以上の新規設置実績がある場合、5 件の実績を記載する。

(※3) 神戸市内ならびに兵庫県内の実績を優先して記載する。

計算科学センタービル自動販売機設置に係る提案書

法人（個人）名 _____

① 取扱商品 (*注1)

商品の種類	(取扱メーカー数及び商品種類、設置台数と装填種類の数)
売れ筋商品の種類	(売れ筋商品をどのように揃え、銘柄数はどれだけあるのか)
価格	(価格設定 (標準価格との比較))

② 管理体制

商品補充の頻度	
空容器の回収頻度	
メンテナンス体制	(全て自社で対応可能か、一部委託かを記入) (*注2)

③緊急時の対応

(トラブル・故障対応、災害時対応を具体的に記入)

④環境に対する配慮

(機能を具体的に記入)
(空容器リサイクルについてどのような流通で行われているか具体的に記入)

⑤ユニバーサルデザイン

(機能を具体的に記入)

⑥利便性その他

(上記以外で提案がある場合は具体的に記入)

*ご記入にあたり次頁をご参照ください。

<計算科学センタービル自動販売機設置に係る提案書（様式3）記入方法>

*注1 取扱商品については、様式4に記入してください

*注2 一部委託している場合は委託先が確認できる書類を提出ください。

*記入したことが確認できる資料（カタログ等）を別途添付してください。

*提案については、必ず上記提案書に記入してください。カタログ等から内容が確認できるものでも提案書に記入していない場合は、評価しません。

*表の高さは文字数により変更していただいて構いません。

様式4
年 月 日

取扱商品一覧表

法人（個人）名 _____

取扱商品及び販売価格

NO	メーカー名	商品名	容器種類	内容量 (ml)	標準価格 (円)	販売価格 (円)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※No.16以上は同様式にて追加してください。